

平成 29 年度
中部広域基本計画（後期）
（平成 30 年度～平成 34 年度）

平成 29 年 12 月
中部広域市町村圏事務組合

目次

II	基本計画	1
1	中部広域計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び 連絡調整に関する事務	1
2	ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施 に関すること	2
ア	広域交流事業	2
イ	広域文化事業	3
ウ	広域スポーツ事業	4
エ	広域観光開発事業	5
オ	広域物産展事業	6
カ	地域イベント助成事業	7
キ	広域研修事業	8
ク	地域づくり支援事業	9
3	調査研究に関する事務	10
ア	広域的な行政課題に関すること	11
4	社会福祉法に規定する事務のうち、社会福祉法人の指導 監査に関する事務	12
5	クルーズ船の受入に関する事務	13
6	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の監査・指導 に関する事務	14
III	ふるさと市町村圏基金	15
IV	本計画の具体的な実現	16

Ⅱ 基本計画

1 中部広域計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務

(1) 経緯

昭和40年代から国主導で広域行政圏の設定を行うことにより、広域行政の促進が図られてきた。これは、単に事務の共同処理を行うための広域行政ではなく、関係市町村の区域全体を1つの圏域として、総合的な計画を策定し、それに基づき計画的な圏域整備を進めるための取り組みである。

第4次中部広域計画は、これまでの3次にわたる中部広域計画を踏襲し、新たに平成24年度に関係市町村の協議に基づき策定し、当該基本計画の取組を本格化させ、成果を挙げてきた。引き続き取組を推進するために後期基本計画の策定を行うこととなった。

(2) 現状と課題

市町村においては、権限移譲や厳しい定員管理の下、業務量が増加しているが人員を増員しての対応は厳しい状況がある。本組合に対して市町村からは、構成市町村と共同して実施できるスケールメリットが期待され、各市町村の様々な共通する行政課題の共同処理等の検討を求められている。

本組合では前期基本計画中に関係市町村が抱える広域的な行政課題の解決に向けた体制整備に取り組むと記載し、それに基づき、社会福祉法人の指導監査に関する事務、クルーズ船の受入に関する事務、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の監査・指導に関する事務の共同処理を実施するとともに、様々な広域的な行政課題の調査研究に取り組んできた。

(3) 今後の方針

既存の3つの共同処理する事務をさらに充実させるとともに、引き続き、広域的な行政課題に関する調査研究を行い、本計画を着実に推進する。また、社会情勢等の変化等により基本計画の見直しが必要な際には、関係市町村の協議を踏まえ、速やかに改定を行うよう努める。

(4) 施策

- ①中部広域計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務
- ②沖縄県中部地方拠点都市地域に関する事務

2 ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関する こと

ア 広域交流事業

(1) 経緯

本事業は、本組合と山形県最上広域市町村圏事務組合との広域間姉妹提携(昭和63年度)を契機に、両圏域の児童生徒の相互の交流体験を通じ、将来を担う人材の育成を図ることを目的に平成元年度から実施している「中部広域圏児童の派遣交流事業」、「最上広域圏児童の受入交流事業」が主な事業である。これらの事業により、これまで3,551人(平成28年度現在)の児童生徒の派遣・受け入れを行っている。(生徒【中学生】の交流事業は平成元年度～平成7年度の間実施)

(2) 現状と課題

最上広域圏児童の受入交流事業では、最上広域圏から派遣される約40人の児童を受け入れし、圏域内外の観光文化施設の見学や学校交流・ビーチ交流など圏域内児童との交流活動等を行っている。

また、中部広域圏児童の派遣交流事業では、毎年約70人の児童を派遣し、雪国の生活体験や最上広域圏児童等との交流活動を行っている。

本事業を通じた新たな体験等が、児童の成長の一助になっているものと推察されるとともに、単独で交流事業の実施が難しい関係市町村にとっては特に有用な取り組みとなっている。

この事業を実施するにあたって、学校教育との関連で実施する場合、関係する市町村の教育委員会との関係性の整理、また、派遣交流における派遣教諭や保健師の確保が課題となっている。

(3) 今後の方針

現在、本事業にて実施している二つの事業において、「21世紀の中部広域を担う夢と希望のある児童を育成する」という趣旨を達成するため、関係する行政機関との円滑な実施環境・体制の整備を行い、中部広域圏内の児童及び生徒が、異文化の体験や交流を通じて心身の成長が図れるよう取り組む。

(4) 施策

- ①最上広域圏児童の受入交流事業
- ②中部広域圏児童の派遣交流事業

イ 広域文化事業

(1) 経緯

本事業では、過去に「ピースフルラブロックフェスティバル」や「キジムナーフェスタ」を実施していたが、現在は主に「島クトゥバし語やびら大会」を支援している。

「ピースフルラブロックフェスティバル」においては、昭和62年10月に全国モデル定住圏推進協議会会長賞を受賞し、また、「キジムナーフェスタ」においては、平成6年に本組合主催で、「21世紀を担う子どもたちが主役」と銘打ち、世界10カ国から15の劇団、国内からは招待以外の自主参加劇団を含め、計37劇団の公演を関係市町村それぞれの会場で開催し、好評を博した。

現在、「島クトゥバし語やびら大会」においては、先人たちが生活の中で使われてきた「島クトゥバ」を地域の無形文化財として再確認し、継承発展を図るとともに、中部地区婦人連合会会員相互の親睦と和を培いながら「島クトゥバ」の良さを学ぶこと及び若い世代を含め地域住民が各地の島クトゥバに接する機会を創出することを目的に開催しており、本組合では平成2年度から支援を行っている。同事業は、毎年、継続的に実施しており平成28年度で26回目の開催となっている。

(2) 現状と課題

中部地区婦人連合会が毎年主催、運営する「島クトゥバし語やびら大会」に関しては、自主的・主体的な活動に重きを置く事業となっており、現在も支援している。

若い世代への「島クトゥバ」の継承が課題となっており、沖縄21世紀ビジョンにおいても伝統文化等の普及・継承が重要視されている。そのような中、「島クトゥバし語やびら大会」を引き続き支援する必要がある。

(3) 今後の方針

若い世代の島クトゥバに接する機会創出や関係市町村連携の仕組みも取り入れながら、島クトゥバの普及、継承発展が図れるよう、引き続き、中部地区婦人連合会等が主体的に開催する事業を支援する。

(4) 施策

①島クトゥバし語やびら大会補助事業

ウ 広域スポーツ事業

(1) 経緯

本事業では、「おきなわマラソン」や「中部トリム・ハーフマラソン」に対する補助事業を実施している。

「おきなわマラソン」は、競技力の向上及び沖縄県のスポーツ振興、観光立県を掲げる本県の経済振興に大きく寄与することを目的に平成4年度からスタートしている。沖縄陸上競技協会や県内メディアなどの連携で実行委員会形式にて運営を行い、開催回数は平成28年度で25回を数えており、これまで本組合にて運営支援を行ってきた。平成29年度には「民間に任せたほうが効率的・効果的に管理運営や業務執行ができるものは民間に任せる」ことを基本に、本組合より主催団体である琉球新報社へ事務局移管を行った。

「中部トリム・ハーフマラソン」は、県民の体力づくりと生涯スポーツの振興を図るとともに関係市町村の活性化を図るために平成2年度からスタートしており、これまでの開催回数は平成28年度で27回を数える。平成28年度から20kmの部をハーフマラソンに変更し、名称を「中部トリム・ハーフマラソン」とした。

(2) 現状と課題

「おきなわマラソン」は、日本陸上競技連盟公認大会及びコースで開催しており、近年は約15,000人～17,000人の参加者で推移し、県外及び国外からの参加者は増加傾向にある。併せて、関係市町村の飲食店（関係市町村特産品ブースを含む）を集めた「ちゅーぶクワッチーフェスタ」を同時開催し、中部広域圏の情報発信に取り組んでいる。他方、県外の大規模なフルマラソン大会が「おきなわマラソン」の開催日前後と重なる状況もあり、今後はさらなる海外・県内外の新たな参加者やリピーター確保の取り組みが必要である。

「中部トリム・ハーフマラソン」は、沖縄県総合運動公園を会場にハーフマラソン、10km、3kmのコースを設定し開催しており、毎年4,000人余の参加者で推移している。全県的な健康志向と相まって一定の参加者数を確保しているが、体力づくりと生涯スポーツの振興を図るためには、さらなる幅広い世代の参加を取り込むことが課題である。

(3) 今後の方針

民間事業者等と連携し、「おきなわマラソン」や「中部トリム・ハーフマラソン」を通して、県外・海外へのプロモーション活動などを行い観光誘客に取り組む。

(4) 施策

- ①おきなわマラソン補助事業
- ②中部トリム・ハーフマラソン補助事業

エ 広域観光開発事業

(1) 経緯

平成 27 年度には「広域化事務調査委員会（構成員：副市町村長）」の下に広域観光及びイベント誘致に関する専門部会が設置された。当該部会では関係市町村を PR できる観光ガイドマップ製作や広域的に行う観光施策、中城湾港へのクルーズ船寄港時の取組みについて調査研究を行った。その調査研究において、平成 27 年度は観光ガイドマップ「地元人がおススメする！ちゅーぶの食と遊『遊ちゅーぶ』」を作成し、関係市町村の PR 活動に取り組んだ。また、関係市町村の情報ポータルサイト「中部広域ウェブサイト『まいにちちゅーぶ』」にて本組合及び関係市町村の情報発信を行ってきた。

近年、クルーズ船の沖縄県への寄港が増加している中、中城湾港においても寄港の打診があり、その受入について、単独の市町村ではなく広域的に取り組んだ方が良いとのことから、中部広域市町村圏事務組合理事会において承認され、平成 28 年 4 月よりクルーズ船の受入に関する事務の共同処理を本組合にて実施している。

(2) 現状と課題

現在、クルーズ船の受入に関する事務については、2 市 1 町 2 村（沖縄市、うるま市、北中城村、北谷町、中城村）での共同処理となっている。今後、クルーズ船客の受入に関する事務のみならず、構成市町村全体での広域的観光の取組みが求められている。また、多言語観光ガイドマップ及び「中部広域ウェブサイト『まいにちちゅーぶ』」と SNS の連動及び英語、中国語、韓国語などの多言語による情報発信に取り組む必要がある。

(3) 今後の方針

これまでの「中部広域ウェブサイト『まいにちちゅーぶ』」の情報発信に加え SNS を連動させ、外国人に向けた魅力的な関係市町村の観光情報の発信に取り組むとともに、中部広域圏への観光誘客を促進する。

(4) 施策

① 中部広域ウェブサイト運営事業

オ 広域物産展事業

(1) 経緯

本事業では、平成元年度から山形県最上広域市町村圏事務組合との広域間姉妹提携をきっかけに、平成2年度から「もがみ大産業まつり出展事業」を実施している。

「もがみ大産業まつり出展事業」は、山形県最上広域圏との広域間姉妹提携の関連事業として、中部広域圏内の物産品・民芸品を広く最上広域圏住民に紹介し、販路の開拓及び地場産業の振興に寄与するとともに、両圏域の人的・物的交流を促進することを目的に実施している。併せて、山形県最上広域圏特産品を関係市町村が開催する産業まつりへの出店の受入も実施し、両圏域の物的交流を促進している。

本組合設立20周年記念イベント「ちゅうぶ産業まつり」を平成20年度に開催し、関係市町村の事業者約80店舗の出店などで好評を博した。平成26年度には沖縄県商工会青年部連合会中部支部、沖縄商工会議所青年部から「中部9市町村で『ちゅうぶ』という1つの新たなコミュニティーとして活動を展開し、地元や観光客が多く集まる魅力・元気のあるエリアにする。」を目的に「ちゅうぶ広域産業まつり」の開催支援が要望され、関係市町村の会場持ち回りにて開催が実現した。本組合では当該事業に係る財政などの支援を行っている。

(2) 現状と課題

毎年10月に実施される「もがみ大産業まつり」は、中部広域圏内から黒糖、泡盛、蜂蜜、健康食品等の特産品の試食販売及び沖縄料理の実演販売を実施しており、物産も併せて好評を得ている。また、関係市町村が開催する産業まつりへ最上広域圏特産品を出店・実売する受入事業においては、産業まつりでの目玉となり好評を得ている。しかし、継続的・安定的な両圏域の物的交流の取り組みに至っておらず課題がある。

平成26年度に沖縄県商工会青年部連合会中部支部、沖縄商工会議所青年部が主催する「ちゅうぶ広域産業まつり」は管理運営に係る人的な確保が困難との理由で一日開催となっている。

(3) 今後の方針

毎年10月に実施される「もがみ大産業まつり」において関係市町村の特産品などの販路拡大に取り組む。また、「ちゅうぶ広域産業まつり」や「もがみ大産業まつり」を通して沖縄県商工会青年部連合会中部支部、沖縄商工会議所青年部等と連携し、民間のノウハウを活用した物的交流などの取り組みを行う。

(4) 施策

- ①産業まつり出展事業
- ②「ちゅうぶ広域産業まつり」開催支援事業

カ 地域イベント助成事業

(1) 経緯

本事業では、過去に「地域イベント助成事業（平成 2 年ふるさと市町村圏計画にて）」や「地域間連携・交流イベント助成事業（平成 20 年度～平成 21 年度）」を実施してきた。

平成 24 年度から関係市町村が総合的かつ一体的な振興発展を図り、広域的な地域づくりの推進に寄与することを目的に、圏域内の団体等が連携・交流を行うイベントに助成金の交付を行っている。

(2) 現状と課題

平成 28 年度は 10 事業（活用した市町村：沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、読谷村、北中城村、中城村の 8 市町村）にて本事業が活用されたが、引き続き関係市町村が連携して行うイベントの掘り起こしや実施団体への直接的な情報提供などを行う必要がある。

(3) 今後の方針

今後も「地域間連携・交流イベント助成事業」にて民間団体などへ支援を行い、中部広域圏の一体性を高め、広域的な地域づくりの推進に取り組む。

(4) 施策

- ①地域間連携・交流イベント助成事業

キ 広域研修事業

(1) 経緯

本組合では、関係市町村による連帯意識の醸成と広域的調整の円滑化、関係市町村職員等の資質向上を図るため、各種研修を行っている。

「ふるさと市町村圏基金」の事業として、平成9年度より「ゆがふう塾」を実施。平成18年度より「政策形成上級研修事業」を実施していたが、平成26年度からは北部・中部・南部合同による「自治体職員政策形成セミナー」として実施している。また中部広域市町村圏事務組合理事会及び議会議員研修事業や幹事会研修事業を実施している。

(2) 現状と課題

これまで「ゆがふう塾」は平成28年度で19期357名の修了生を輩出、また「政策形成上級研修事業」は平成25年度で8期95名の修了生、平成26年度からリニューアルした「自治体職員政策形成セミナー」は、南部広域市町村圏事務組合及び北部広域市町村圏事務組合と合同で実施し、平成28年度で3期26名の中部修了生を輩出している。

両事業においては、他市町村職員間の連携並びに人的ネットワークの形成とともに、職員の資質及び能力の向上につながった。一方、「ゆがふう塾」及び「自治体職員政策形成セミナー」は長期研修となっていることから職員の参加が難しいという課題もある。

理事会、議会及び幹事会の研修事業では、広域行政サービスや広域的な課題に対する講演や広域的取り組みの視察研究等をとおして、関係する市町村長及び本組合議会議員並びに関係市町村職員の連帯意識の醸成に効果をあげている。しかし、先進的な広域行政や広域的な取り組みについて研修はしているものの、一部事務組合等の制度や広域行政の認知度が依然低いことから、実務へのフィードバックが少ないことが課題である。

(3) 今後の方針

「ゆがふう塾」及び「自治体職員政策形成セミナー」においては、職員参加に関する課題等を把握し、個々の自治体では実施困難で、かつ職員の政策形成能力を高めることが可能なプログラムを構築し実施する。

また、理事・議員・幹事会研修においては、一部事務組合等の具体的制度や広域行政の先進的取り組みなども含め、個々の自治体では対応困難な専門的研修等の実施に取り組む。

(4) 施策

- ①「ゆがふう塾」市町村職員研修事業
- ②自治体職員政策形成セミナー
- ③中部広域市町村圏事務組合理事会研修事業
- ④中部広域市町村圏事務組合議会議員研修事業
- ⑤中部広域市町村圏事務組合幹事会研修事業

ク 地域づくり支援事業

(1) 経緯

本事業は、第2次ふるさと市町村圏計画(実施期間：平成2年度～平成11年度)から実施され、中部広域圏住民の自主参加による地域づくりを喚起し、地域活性化を図ることを目的に、地域における特徴的な地域づくりをしている団体等を支援し助成している。平成25年度からは緑化推進に対する意欲を高め、生活に潤いとやすらぎをもたらす快適な緑化環境作りに寄与することを目的に「花と緑のまちづくりコンクール事業」を実施している。

(2) 現状と課題

緑化活動等による心やすらぐ景観づくりは、生活環境の向上のみならず観光振興にも欠かせない視点であり、快適な緑化環境作りと観光振興の視点による取り組みも含め、広域的に連携した取り組みを促すことが課題である。また、関係市町村が連携し、振興発展を図るため、圏域内の団体等の取り組みに対する支援も求められている。

(3) 今後の方針

平成25年度から実施する「花と緑のまちづくりコンクール事業」への支援を通して、快適な緑化環境作りと観光振興の視点による取り組みも含め、関係市町村と連携し主体的に緑化推進を行う団体等への活動を支援する。その他、中部広域圏住民の主体的で特徴的な活動を行っている団体を支援する。

(4) 施策

①花と緑のまちづくりコンクール補助事業

3 調査研究に関する事務

ア 広域的な行政課題に関すること

(1) 経緯

本組合では、第4次中部広域計画に基づき調査研究を行い、社会福祉法人の指導監査に関する事務、クルーズ船の受入に関する事務、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の監査・指導に関する事務の共同処理を実施するとともに、この他にも様々な広域的な行政課題の調査研究に取り組んできた。

広域的な行政課題に関する調査研究の活動成果として、社会福祉法人の指導監査（平成25年度開始）、クルーズ船受入に関する事務（平成28年度開始）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の監査・指導に関する事務（平成29年度開始）の3つの事務の共同処理が実施された。現在においても様々な事務の共同処理の調査研究を行っている。

(2) 現状と課題

少子高齢化社会の到来や地方分権の進展、国や県からの事務の権限委譲など行政需要の複雑化・多様化が進んでおり、今後は個々の自治体だけでフルセットの住民サービスの提供を行うことが難しい状況が予想される。

さらに住民の生活圏の拡大により、市町村の区域を越える広域的な行政需要への対応や広域的な行政課題の解決に向け、関係市町村のニーズに対する確且つ適正に実施するには、本組合の安定的且つ効率的な業務執行体制の構築が必要である。

(3) 今後の方針

関係市町村において、複数の市町村に共通する事務の共同処理を含め、関係市町村との協議において、事務の共同処理に関する調査研究を行う。とりわけ、観光連携に関する調査研究については重点的に取り組む必要がある。

(4) 施策

①広域的な行政課題の調査研究に関すること

4 社会福祉法に規定する事務のうち、社会福祉法人の指導監査に関する事務

(1) 経緯

平成 25 年度に沖縄県より市に社会福祉法人にかかる事務について権限移譲が行われた。本組合の広域化事務調査委員会のもと、専門部会を設置し協議を行った結果、より中立・公平・平準化した指導監査が可能となること、高い専門性が求められる等の理由から、共同処理を行うことが望ましいとの結論に至った。

その後、専門部会の検討結果に基づき、広域化事務等調査委員会・幹事会・理事会・議会において共同処理を行うことが承認・決定され、平成 25 年 4 月 1 日より沖縄市、うるま市、宜野湾市の事務の共同処理として本組合で実施することとなった。

(2) 現状と課題

平成 25 年 4 月 1 日より、共同処理を開始した事務である。

平成 29 年 6 月 1 日時点での関係市所轄法人数は、89 法人となっている（平成 25 年 8 月 7 日時点 78 法人）。

これまで、関係市及び施設監査業務を行う県との綿密な連携のもと本業務を実施してきたところであるが、社会福祉法人指導監査実施要綱の策定及び指導監査ガイドライン（平成 29 年 4 月 27 日付 3 局長通知による）が厚生労働省より示されたことに伴い、関係市及び県と連携・情報共有をこれまで以上に図りながら業務執行にあたる必要がある。

本業務は簿記会計や社会福祉法など専門性の高い知識習得と並行して、過年度並みの水準で監査を実施することが派遣職員に求められる。しかし、その専門的知識の習得やこれまでの水準での監査の実施、また、その習得した能力を本組合及び派遣元に帰任した後にも還元するには、現在の派遣期間では十分とはいえない。そのことから、派遣職員における専門性の取得・維持・向上及び本業務の継続的水準を維持するには派遣期間の見直し等を行う必要がある。また、法人の定款変更等の申請に対する関係市の業務内容について、関係市と本組合で情報共有し、社会福祉法人に対して平準化した指導監査の実施が必要である。

(3) 今後の方針

関係市及び県と連携体制の強化を図るとともに、本組合における専門性の向上やノウハウの構築により、行政効率の高い事務執行を行う。現在、3 市からの職員の派遣期間が 2 年となっているが、実態を調査しつつ、派遣期間の延長について協議し、実施体制の強化を図る。

(4) 施策

①社会福祉法人の指導監査に関する事務

5 クルーズ船の受入に関する事務

(1) 経緯

平成 28 年 4 月 1 日より、共同処理を開始した事務である。

沖縄県のクルーズ船寄港は平成 28 年に 387 回で過去最多を記録し、平成 29 年度は 502 回を見込んでいる。沖縄県の観光振興基本計画（以下「観光振興計画」という）では 2021 年（平成 33 年）までの目標値として観光客 1200 万人を掲げ、そのうち海路客は現在の 25 万人から 8 倍の 200 万人に設定している。

中城湾港においては、平成 28 年度は寄港回数 9 回の 10,486 人（乗客・乗組員合計）の実績、平成 29 年度は寄港回数 12 回の約 18,400 人が予定されている。

観光振興計画では 2021 年（平成 33 年）までの中城湾港クルーズ船客の目標値を 39,000 人に設定している。

そのような中、本組合理事会にてクルーズ船の受入に関する事務を沖縄市、うるま市、北中城村の 2 市 1 村にて共同処理することが承認された。その後、北谷町、中城村が加わり、現在 2 市 1 町 2 村にて当該共同処理を実施している。

(2) 現状と課題

クルーズ船寄港回数が平成 28 年度は 9 回（実績）、平成 29 年度は 12 回を予定している。平成 29 年 7 月には大型クルーズ船寄港に対応できる岸壁の整備が行われ、現在、最大 16 万トンクラスのクルーズ船受入が可能となったが、現状では貨物岸壁との併用であることから、クルーズ船客が安全で快適に過ごせる常設スペースの確保や観光案内所、外貨両替所、W i - f i 環境、C I Q（税関・出入国管理・検疫）に対応できる施設などが無いことが課題として挙げられる。

ソフト面の課題として、関係市町村の観光関連施設への周遊ルートの設定など、連携した効果的な観光誘客の取り組みが求められている。

(3) 今後の方針

中城湾港は最大 16 万トン級のクルーズ船の受入が可能となったことから、沖縄県と連携しシャトルバスの運行等を行い、クルーズ船客が安全で快適に中部広域圏内で周遊できる環境づくりに取り組む。併せてクルーズ船寄港時におけるシャトルバスの運行費用や地元の歓迎ムードを盛り上げる施策費用などの継続的な財源支援を沖縄県に要請する。また中城湾港周辺市町村と関係機関で構成する「中城湾港クルーズ促進連絡協議会」を中心に議論・検討を行い、クルーズ船受入体制の強化を図る。また、すべての関係市町村の観光関連施設等が連携した中部広域圏周遊ルートの造成及びクルーズ船受入も含めて関係市町村全体で実施できる体制を検討する。

(4) 施策

①クルーズ船の受入に関する事務

6 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の監査・指導に関する事務

(1) 経緯

市町村は、子ども・子育て支援法の施行により給付対象となる教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その帳簿書類、設備について指導監査することが義務となった。

平成27年6月4日の「広域化事務調査委員会(構成員:副市町村長)」において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業(保育所、認定こども園、小規模保育事業及び事業所内保育事業等)の指導監査に関して専門部会の設置の判断に係る検討が必要とされた。

新たな専門部会設置の判断に係る事前検討会にて意見交換を行った結果、広域化事務専門部会を設置し、事務の共同処理について具体的に調査研究が必要と「広域化事務調査委員会(平成27年10月20日)」に報告・承認され、事務の共同処理を前提に具体的な調査研究を行うこととなった。

専門部会において、構成市町村は経営面・保育指導の面で、それぞれの専門知識を有する人材の継続的確保が難しく、本組合で事務の共同処理することにより、専門職員の配置、ノウハウの蓄積、平準化した指導監査が可能となり、行政効率の高い事務の執行が期待できるとの理由により、事務の共同処理の実施の方向性に至った。その後、広域化事務調査委員会、幹事会、理事会及び構成市町村議会において共同処理を行うことが承認及び議決され、平成29年4月1日より当該事務を本組合で実施することとなった。

(2) 現状と課題

平成29年4月1日より、本組合で新たに共同処理を始めた事務である。

本業務の円滑な実施に向け、関係市町村の担当者による特定教育保育施設等指導監査連絡会議を立ち上げる。また、保育所等の施設監査業務を行う県と連携を取りながら監査事務を進めている。

関係市町村においては待機児童解消に向け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の拡充を図っている。それに伴い本組合での監査件数の増加が想定されることから、職員の体制及び専門性の強化、指導監査基準の明確化などに取り組むとともに、関係市町村や県と綿密な連携が必要である。

(3) 今後の方針

当該監査業務の実績や専門的知識等を積み上げ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者との信頼関係を築きながら、監査業務が公平不偏かつ懇切丁寧に行われ、且つ、適切な指導が行われるよう努める。

年度毎の特定教育・保育施設等指導監査実施計画及び家庭的保育事業等指導監査実施計画の現地指導の重点項目を特定教育保育施設等指導監査連絡会議に諮りながら、より丁寧な監査や指導に努める。

当該監査業務にあたる職員は、それに関する知識及び経験の保持は当然ながら、「児童福祉行政指導監査の実施について(平成12年4月25日付け児発第471号厚生省児童家庭局長通知)」の通知で、指導監査班は2名以上をもって編成し、そのうち1名は係長級以上の職にある者をもって編成するとされている。そのことから、

本組合は関係市町村から職員派遣に際し、それらに該当する職員の派遣を要求する。

(4) 施策

- ①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認監査・指導に関する事務
- ②家庭的保育事業等の施設監査・指導に関する事務

Ⅲ ふるさと市町村圏基金

(1) 経緯

中部広域圏は、平成元年に「ふるさと市町村圏」に選定されたことに併せて、基金（12億5千5百4拾7万4千円）が設置され、その運用益を活用した振興整備のための事業を本組合にて実施してきた。

事務次官通知（平成20年12月26日付け総行応第39号）により「ふるさと市町村圏推進要綱」が廃止され、それに伴い基金の取扱いも同様に関係市町村の自主的な協議によって、継続ないし見直し等を判断されることが適当であるとされた。

当該基金は安全、安心及び確実で最も効率的な方法で行うことを運用の基本方針とし、現在、国債、地方債、政府保証債等を中心に債券運用を行っている。

(2) 現状と課題

ふるさと市町村圏基金は、ふるさと市町村圏基金条例及びその他関連規定に基づき、地域経済・地場産業振興、文化振興、生涯学習、健康づくり・スポーツ活動、高度情報化事業などのソフト事業へ活用されてきた。

しかし、基金を活用するための指針等が不明確であり、基金を活用した補助事業の評価基準も未整備なことから、公正かつ効率的に事業へ配分する弾力性に欠け、本来の目的である市町村間の広域的連携の支援が適正に行えているか否かの評価が困難である。

今後、基金の活用においては、広域行政及び公平性の視点を持ち、適正な執行が図られるよう、補助金に関する指針や規定の整備が必要である。

(3) 基本方針

引き続き、中部広域市町村圏の振興整備の推進が図られるよう、関係市町村の広域連携に資する事業への支援を行う。また公平・公正に基金を活用するため、中部広域圏住民が参加しやすい仕組みづくりを行う。

適宜、基金を活用した事業の評価を行い、必要に応じ事業の見直しを行いながら、適正な執行を図る。また、広域的な行政課題に関する調査研究においても基金を活用しつつ取り組む。

(4) 実施する事業

- ①中部広域市町村圏事務組規約に示された事業に対する補助等
- ②広域的な行政課題に関する調査研究

IV 本計画の具体的な実現

本組合は、地方自治法第 284 条及び第 285 条に基づき設立されていることを踏まえ、関係市町村との連携・協力のもとに中部広域圏における広域行政への適切な対応及び中部広域圏全体の活性化を図るとともに、本計画のより具体的な取り組みに向け、以下の方針を位置付ける。

(1) 執行体制の整備

地方分権及び行政改革が進められる中、関係市町村においては限られた人員や財源の中で、多様化・高度化する広域的な行政需要に対応していかなければならない。そのような状況の中、広域行政に対する関心はますます高まっており、事務の共同処理の動きは今後も加速するものと考えられる。適正な事務の執行にあたっては、職員の能力向上が不可欠であるため、内外で開催される研修等を積極的且つ計画的に活用するものとする。

また、関係市町村等との人事交流を行うことで、人材の交流による組織内の活性化やノウハウの獲得を図る。

共同処理する事務の増加に伴い、総務事務が増加していることから、適正な予算及び人員確保に務めると共に、低コストで利便性の高い電算システムの導入や総務事務（庶務・経理・労務）のアウトソーシングの可能性、ファイリングシステムの定着など、事務の効率化を推進する。

(2) 財源の確保

本組合は、関係市町村の協議に基づいた事務事業に対する負担金によって運営が行われていることから、それ以外の新たな広域行政ニーズに対する財源の確保が困難なため、状況に応じた取り組みが行いにくい組織である。このため、広域行政ニーズへの適切な対応を行うため、新たな財源確保に取り組みつつ、ふるさと市町村圏基金の運用益の使途を弾力的に活用できる仕組みづくりも検討する。

(3) 開かれた組織づくり

本組合の活動に対する住民の認知度を高めるために、多様な媒体を活用した積極的な情報発信を行う。また、あらゆる機会を通して本組合が実施する施策及び本計画の趣旨、内容の周知を図る。さらに、本組合が実施する施策について、その継続性や成果等を住民の視点に立った検証や評価を通して、開かれた組織づくりを目指す。